

京都モデルファーム運動による作業風景

「けいはんな里山の会」の皆さんによる
田植作業（山田地区）



小・中学校等の田植え風景
農業委員が各学校区別に分担して
子ども達に農業体験を実施しました。



精北小学校



川西小学校



山田荘小学校



精華台小学校



東光小学校



南山城支援学校



精華中学校



精華南中学校

せいか

農業委員会だより 34号

もくじ

- 小・中学校等の農業体験風景 ……1
- 就任の挨拶 ……2
- 新しい農業委員の紹介 ……2
- 新農業委員の抱負・メンバー紹介 ……3
- 農地転用許可制度 ……3
- 農業者年金 ……3
- ここに「この人」 ……4
- 料理アラカルト ……4
- 東日本大震災被災地への義援金 ……4
- 全国農業新聞・編集後記 ……4

2011年8月
編集発行/精華町農業委員会
〒619-0285 京都府相楽郡精華町南福八妻北尻70
TEL: 0774-95-1903

参加者の声

- ・最初は田に入るのがいやだったが、中に入って苗を植える
ととても気持ちがよかった。
- ・秋の収穫が楽しみだ。

ここに「この人」

森島 隆詞さん(35才)



耕作面積
田「水稲」 9,569㎡
畑「ナス、果樹」 1,331㎡
計 10,900㎡
農機具
コンバイン、耕運機、防除機、
トラクター、その他農機具一式

Q サラリーマンから一大決心をされて、農業で生活していこうと思われた動機は何ですか。
A 父の病気のこともあったけれども、退職して新しい仕事を探すにしても、アルバイト・パート程度しかないのと合わせて、その当時（5年前）にはちょうどした農業ブームでもあったので、農業で生活して行こうと思ったのが正直な動機です。
Q 将来的にはもっと耕作面積を増やさなければならぬと考えるおられますか。
A 耕作面積はこれでよいと思っているが、もっと収入の上がる作物がないか研究していきたいと思っています。
Q 全国農業新聞の記事の中で（毎日が楽しく充実している）と述べられていますが、今でもそのように思っていますか。
A 今でもその気持ちは変わりません。
Q 今後の夢をお聞かせ下さい。
A 現在独身ですが、安定した農業経営を目指し、一緒に農業経営をやっているような家庭を築きたいと思っています。

このたびの東日本大震災により被災されたかたがた・被災地の復興に当たられている関係機関の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

尚、本町農業委員会としても全国農業会議所よりの呼び掛けにより、微力ではありますが義援金を集めて全国農業会議所へ送付し、一括して被災地へ送付させていただきました。



料理アラカルト 鰯のかわりあげ

材料(6人分)
鰯……………3尾
万能葱……………15g
紅しょうが……………30g
薄力粉……………16g
サラダ菜……………90g
レモン……………60g
揚げ油……………適量



作り方

- ①鰯は3枚におろして、中骨と腹骨をとり、一口大のそぎ切りにして薄力粉をまぶす。
 - ②ねぎは小口切り、紅しょうがはみじん切りにする。
 - ③Aに②を混ぜ合わせ、衣を作り①にたっぷりつけ170度油に入れて色よく揚げる。（入れてから1分間は動かさないようにする）
 - ④器に鰯を盛り付けサラダ菜、くし型に切ったレモンを添える。
- *水の量は目安です。おからの水分でかわります。（衣は耳たぶ位の柔らかさにして下さい）

A
炒りごま……………12g
酒……………23g
薄力粉……………24g
おから……………42g
スキムミルク……………12g
水……………75cc

1人分の栄養価

エネルギー	蛋白質	脂質	カルシウム	食物繊維	塩分
212 kcal	11.7 g	13.2 g	86mg	2.3 g	0.3 g

(あすなろ会より資料提供)

編集後記

戸別所得補償制度も2年目に入り、耕作物の所得補償交付金等新たに追加もされた訳ですが、審査手続きがよりきびしさをもってあたられるようです。

また、農家だけでなく一般消費者も一体となってTPP交渉参加反対署名をおこなってきましたが、農業を取り巻く状況はますます悪化してきています。

先人の努力を受け継ぎ明日への希望を見失うことなく頑張りたいものです。

広報編集委員一同

農業経営とくらしに役立つ 全国農業新聞

地方版には身近な情報が満載。

毎週金曜日発行
購読料1ヶ月:600円

申し込みは
農業委員会事務局
TEL:95-1903

就任の挨拶



精華町農業委員会
会長 尾崎 平宏

日頃は、本町の農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
平成二十三年七月二二日に開催されました、改選後の初総会におきまして、農業委員会の会長職を仰せつかり、農業を取り巻く厳しい諸情勢の中で職責の重大さを痛感いたしました。つきましては、微力ではございますが、使命達成のため全力を尽くす所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の農業には、耕作放棄地の増加や後継者不足など深刻な問題があり、こうした情勢の中、「農地の効率的な利用を推進し、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保を図る」ことを目的として、一昨年、農地法等の一部も改正されました。

私たち農業委員も気持ちも新たに、関係機関・団体と連携を深める中で、将来に希望と魅力のある農業の確立をめざして取り組む所存ですので、今後とも農業委員会活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい農業委員です

平成二十三年七月一九日の任期満了に伴い、選挙委員一六名と選任委員七名の計二三名の農業委員が決定いたしました。これから三年間農業委員として活躍いただくことになりました。委員の任期は、平成二十三年七月

二〇日から平成二六年七月一九日です。新しい委員は次のとおりです。(敬称省略)農家からの相談活動並びに情報提供など、地域に根ざした農業委員活動を積極的に展開していきます。



氏名	選挙・選任別
浅田 清隆 (菱田)	選挙
竹内 清 (滝ノ鼻)	選任 (農協)
吉川 和彦 (舟)	選挙
田中 茂孝 (里)	選挙
岩井 三郎 (里)	選任 (議会)
太田 廣之 (僧坊)	選挙
大喜多 秀時 (谷)	選挙
山田 春富 (谷)	選任 (南部共済)
尾崎 平宏 (北稲八間)	選挙
田中 好子 (北稲八間)	選任 (議会)
向井 義博 (南稲八間)	選挙
藤村 絹子 (南稲八間)	選任 (議会)
白井 明 (植田)	選挙
大賀 宜亨 (菅井)	選挙
中川 茂成 (南)	選挙
今西 和男 (中)	選挙
松尾 純一 (東)	選任 (議会)
西村 勇 (西北)	選挙
森本 豊 (西北)	選任 (土地改良区)
山本 功 (山田)	選挙
中井 武 (乾谷)	選挙
有山 泰宏 (栢榴)	選挙
上西 敏夫 (東畑)	選挙

各委員会のメンバーを紹介します

会長	副会長	農政委員会 委員長	農政委員会 副委員長	農地委員会 委員長	農地委員会 副委員長	研修委員会 委員長	研修委員会 副委員長	広報編集委員会 委員長	広報編集委員会 副委員長
尾崎 平宏	有山 泰宏	竹内 清	大喜多 秀時	太田 廣之	山本 功	向井 義博	岩井 三郎	松尾 純一	中井 武
		大喜多 秀時	田中 茂孝	山本 功	大賀 宜亨	岩井 三郎	浅田 清隆	白井 明	森本 豊
		田中 茂孝	今西 和男	山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
		今西 和男	中川 茂成	山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
		中川 茂成		山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
				山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
				山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
				山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
				山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子
				山本 功	西村 勇	岩井 三郎	山田 春富	藤村 絹子	藤村 絹子

新農業委員の抱負

ひと昔前、どこの地域にもあったのどかな農村風景。春には種まき、田植え、夏の草取り、土用干し、秋には稲刈り、取入れ等々、農業の仕事のうつつり変わりにより季節の感じや自然の中で共存していく一部だったように思います。しかし、時代の大きな進歩と町の変貌により、農業の様子も大きく変わってきました。第一回農業委員会にお

いて、「精華町の農業の概要」の説明を受け、農地の減少や農家人口の大幅な減少、農業が抱えている問題や多くの課題等などに改めて驚かされた。新任ではあります。農業委員の使命ともいわれております。農地と担い手を守り、精華町において力強い農業をつくること」を念頭に微力ながら委員としてその責務を果たしていきたいと考えております。

新農業委員

農地転用許可制度

は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	・ 都道府県知事	・ 国、都道府県が転用する場合 (学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舎のために転用する場合を除く。)
第5条	事業者等が農地を買って (又は借りて) 転用する場合	売主 (貸主) (農地所有者) と買主 (借主) (転用事業者)	・ 農地が4haを超える場合には農林水産大臣 (地域整備法*に基づく場合は都道府県知事)	・ 市町村が道路、河川等土地収用法対象事業 (土地収用法第3条) のために転用する場合 (学校、社会福祉施設、病院又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場のために転用する場合を除く。) 等

※地域整備法とは、農村地域工業等導入促進法 (農工法)、総合保養地域整備法 (リゾート法)、多極分散型国土形成促進法 (多極分散法)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (地方拠点法) をいう。
(注1) : 2haを超え4ha以下の農地の転用を都道府県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。
(注2) : 都道府県によっては、2ha以下の農地転用許可事務等を条例で市町村が処理できることとし、市町村長から農業委員会に事務委任しているところがあります。

農業者年金

～老後の安心は農業者年金で～

- ①農地の権利名義にかかわらず農業者なら広く加入できる「任意」
加入資格：60歳未満、年間60日以上農業従事、国民年金1号被保険者
- ②少子高齢社会に強い積立方式・確定拠出型だから安心「安定した制度」
将来自分がもらう年金原資は自分で保険料を積み立てて準備する。
- ③加入脱退自由、保険料は、経営・家計状況により自由に設定
月2万円～6.7万円 (1,000円単位で設定、増減可、一括前納も有)
- ④終身年金 (80歳までの保証付)
65歳農業者の平均余命：男性22年 (87歳)
：女性27年 (92歳)

